

# 糸満市初回産科受診料支援 事業のご案内

糸満市こども家庭センター(母子保健係)

(糸満市役所 2 階 21 番窓口)

☎ 098-840-8181

受付時間 9:00~16:00※土日祝日は除く

●糸満市では全ての妊婦が安心して妊娠・出産を迎えられるように、妊娠の判定にかかる初回の受診料を助成する「糸満市初回産科受診料支援事業」を実施します。

本事業では、初回の産科受診料(保険対象外の料金)の助成を行う経済的支援に加え、妊娠期から産後まで切れ目なく安心して過ごせるように、必要時関係機関と連携しながら保健師による相談支援を行います。

## 1. 助成対象者

初回産科受診日において糸満市に住民登録がある、下記の要件を満たす妊婦

- ① 非課税世帯もしくは生活保護世帯に属する妊婦
- ② 糸満市と医療機関等の関係機関が情報共有をすることに同意する妊婦



## 2. 申請方法

- ① 妊娠がわかったら、産科医療機関を受診する。
- ② 医療機関で妊娠が確認できたら、いったん自費でのお支払い。
- ③ 「母子手帳アプリ母子モ」より、親子健康手帳交付の予約を申請する。
- ④ 糸満市こども家庭センター(母子保健係 21 番窓口)で親子健康手帳交付と合わせて「糸満市初回産科受診料支援事業」申請書の記入をし、医療機関発行の領収書を提出する。
- ⑤ 1~2か月後に指定していただいた口座へ振り込み。

※ただし、書類に不備があった場合にはこの限りではありません。



## 3. 持参するもの

- ① 医療機関発行の領収書
- ② 振込口座情報がわかるもの(通帳やカード等)  
※原則妊婦さん本人名義の口座にお振込みとなります。

## 4. 申請期限

初回産科医療機関の受診日から3か月以内

母子モの登録  
はこちらから。

妊娠・子育てのお悩みを  
解決するアプリです！

＼ 母子モ(ボシモ)で検索！ /

母子モ

検索

